

令和5年度

相談室活動概要

まほろば教室のあゆみ



大和市イベントキャラクター
「ヤマトン」

大和市青少年相談室

大 和 市 民 憲 章

自然と人間との健全な調和のとれた大和市の輝かしい未来を目ざして、わたくしたちは、大和市民としての自覚と誇りをもって、市民ひとりひとりのしあわせを願いながら、ここに市民憲章を定めます。

- １． みんなで力をあわせて、
若さと明るさにあふれたまちをつくりましょう。
- １． みんなで力をあわせて、
友情としあわせにつつまれたまちをつくりましょう。
- １． みんなで力をあわせて、
教養と文化の豊かなまちをつくりましょう。
- １． みんなで力をあわせて、
自然と環境の美しいまちをつくりましょう。
- １． みんなで力をあわせて、
きまりと平和を守るまちをつくりましょう。

昭和 54 年 2 月 1 日制定

大 和 市 教 育 目 標

わたくしたち大和市民は、文化の香り高い、活力ある大和市づくりを目指している。そのためには、「人間尊重の精神」を基盤としなければならない。

その基盤の上に、自分をしっかりと持ち、他の人々と連帯できる創造性豊かな人間として自己を磨き伸ばしていくことが求められる。

心身ともに健康な人
自立心を持つ人
学び続ける意欲を持つ人
思いやりの心を持つ人
自然を大切にする人
愛情と信頼に結ばれた家庭づくりをする人
近隣の人たちと共に生きる人
豊かな文化をはぐくむ人
国際社会の一員として行動できる人

平成元年 4 月 1 日制定

社会教育の基本目標

社会構造の成熟化により、人々の学習への関心や要求は多様化し、内容も高度・専門化している。また活動の場は、時間的にも空間的にも拡大している。

こうした背景から生まれた生涯学習社会において、社会教育は大変重要な役割を占め、その期待はますます大きくなってきている。

そこで、家庭・学校・地域社会の総合的な協力・連携を図り、学習機会の拡充・学習活動への支援など、社会教育活動の推進を積極的に展開する必要がある。

そのためには「大和市教育目標」を基盤に、

- (1) 健康で明るく、愛情に満ちた家庭を築く
- (2) 豊かな心を持ち、ゆとりある地域づくりに参加する
- (3) 平和を愛し、国際的な視野を身につける
- (4) 自然とふれあい、うるおいある文化を育む
- (5) 楽しく学び、人生に生きがいを持つ

など、主体的に行動できる人間形成をめざすことを目標とする。

平成4年4月14日制定

明るくたくましい青少年が育つ都市宣言

大和市のあすをにない、友愛にみちた住みよい社会を築くのは青少年である。

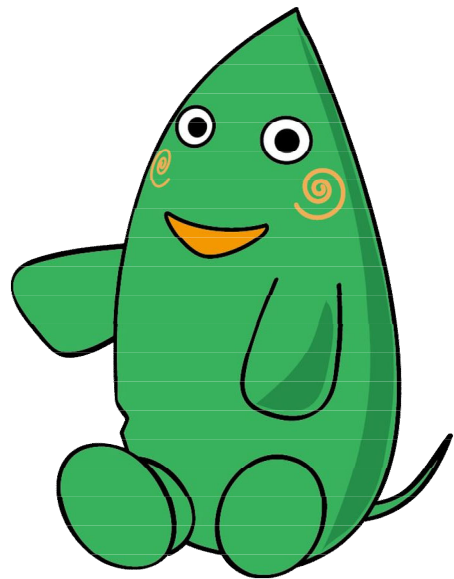
青少年が自己の行動に自覚と責任をもち、心身ともに明るくたくましく成長することは、すべての市民の願いである。

この願いを実現するため、青少年自らの努力を期待するとともに、家庭、学校をはじめ地域社会が一体となり、市民の総力をあげて青少年育成の施策を推進することを決意し、ここに大和市を「明るくたくましい青少年が育つ都市」とすることを宣言する。

昭和57年4月1日制定

令和 5 年 度

相 談 室 活 動 概 要



大和市イベントキャラクター「ヤマトン」

目 次

◎青少年相談室の概要	1ページ
I. 青少年相談	
I-1 相談受理状況(来室相談・電話相談)	2ページ
I-2 来室相談受理状況	6ページ
I-3 電話相談受理状況	9ページ
I-4 相談の対応結果(継続・終結)	13ページ
I-5 県費スクールカウンセラーの派遣と不登校児童・生徒支援員の配置	14ページ
II. 引地台中学校分教室	16ページ
III. 非行防止	
III-1 街頭補導状況	17ページ
III-2 社会環境浄化活動	19ページ
III-3 青少年相談員	21ページ
IV. 保護者・教職員向けの講演会等	23ページ
▷ 付 録	
・ 大和市青少年相談員名簿	26ページ
・ 不良行為の意義	27ページ
・ 用語説明	29ページ
・ 法令別年齢一覧表	30ページ
・ 大和市青少年相談室設置条例	31ページ
・ 大和市青少年相談室設置条例施行規則	32ページ
▷ 合 冊 令和5年度 まほろば教室のあゆみ 第33集	

◎ 青少年相談室の概要 ◎

※ 令和5年5月1日時点

- (1) 設置運営主体 大 和 市
- (2) 主管部局課 教 育 委 員 会 教 育 部 青 少 年 相 談 室
- (3) 設置年月日 昭和44年(1969年)4月1日
- (4) 所 在 地 大和市深見西1丁目2番17号
- (5) 職 員 室 長 (1)
- 主任指導主事 兼 係長 (1)
- 指導主事 (1)
- 係 員 (2)
- 教育支援教室専任教諭 (1)
- 教育支援教室指導員 (4)
- 教育相談アドバイザー (2)
- スクールソーシャルワーカー (3)
- 青少年心理カウンセラー (4)
- 教育相談員 (10)
- 青少年専門街頭指導員 (2)

(6) 活動区域の状況

- ① 少年人口(20歳未満) 39,905人
- ② 学 校 小学校 20(うち私立1)
- 中学校 10(うち私立1)
- 高等学校 6(うち私立2)
- ③ 児童生徒数(公立学校在籍数)
- 小学校 11,778人
- 中学校 5,669人

I. 青少年相談

青少年相談室では、青少年自身の悩み、青少年が起こす問題行動に悩む保護者等からの相談を受け、その問題解決に取り組んでいる。

I - 1 相談受理状況(来室相談・電話相談)

令和5年度に青少年相談室が受理した相談件数は、来室相談が126件、電話相談186件、学校での相談が290件、合計602件であった。

相談者別にみると、家族等からの相談が583件で全体の96.8%を占めており、本人からは15件(2.5%)、学校関係者からは2件(0.3%)であった。

また、相談対象者の学校職業別では、小学生が400件(66.4%)、次いで中学生が153件(25.4%)と両方で全体の91.8%を占めている。

相談内容別では「身上問題」が600件(99.7%)であり、身上問題のうち「性格・行動上の問題」が一番多く236件(39.3%)、次いで「不登校」が200件(33.3%)、「学校生活」が54件(9.0%)となり、「いじめ」は8件(1.3%)であった。

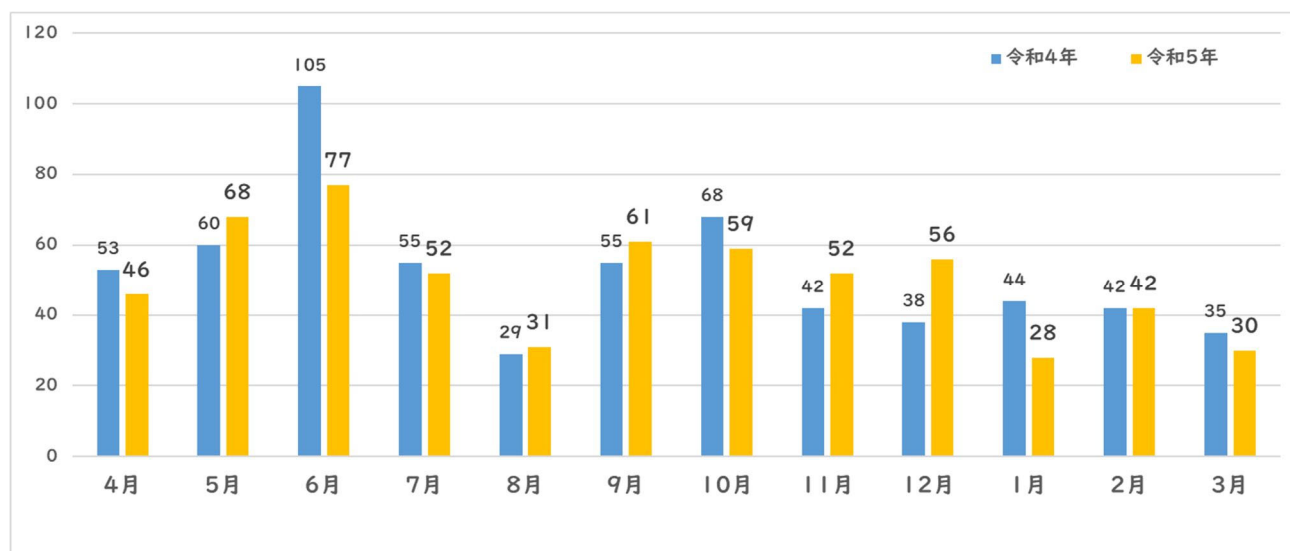
(1) 年度別相談内容状況

単位：件 () は内数で女子

相談内容 \ 年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
犯罪触法行為	窃盗犯	0	0	0	0	0
	粗暴犯	0	0	0	0	0
	その他	0	(0)1	0	0	0
	被害者	(1)1	0	0	(1)1	0
	小計	(1)1	(0)1	0	(1)1	0
ぐ犯・不良行為	家出・浮浪・無断外泊	(3)4	0	0	0	0
	シンナー・薬物等乱用	0	0	0	0	0
	怠学・怠業	0	0	0	0	0
	金品持出・金銭濫費	0	0	0	0	0
	不良交友	0	0	0	0	0
	不健全性的行為	0	0	0	0	0
	喫煙・飲酒	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	(1)1	0
	小計	(3)4	0	0	(1)1	0

身 上 問 題	発 達 障 害	(23)62	(18)57	(19)34	(12)35	(14)34
	性格・行動上の問題	(65)203	(74)181	(109)256	(130)265	(97)236
	家 族 関 係	(11)22	(7)19	(4)13	(8)19	(1)6
	養 育	(4)9	(0)2	(4)7	(4)5	(7)8
	家 庭 内 暴 力	0	(1)1	(0)2	(0)0	(0)1
	児 童 虐 待	(1)2	(0)5	(0)0	(1)2	(1)3
	い じ め	(11)23	(6)17	(4)6	(2)10	(6)8
	不 登 校	(68)149	(59)123	(75)166	(67)145	(87)200
	ひ き こ も り	(4)10	(0)3	(0)1	(1)2	(0)1
	学業・進路・進学	(11)26	(6)25	(15)34	(19)24	(10)26
	学 校 生 活	(34)77	(18)42	(26)80	(40)75	(26)54
	性に関すること	(1)6	(0)5	(1)2	(5)7	(2)5
	対 人 関 係	(1)4	(5)10	(4)7	(5)7	(1)4
	そ の 他	(11)18	(10)29	(16)29	(14)26	(5)14
	小計	(245)611	(204)519	(277)637	(299)623	(257)600
そ の 他		(4)8	(1)5	(3)7	(0)3	(1)2
合 計		(253)624	(205)525	(280)644	(299)626	(258)602

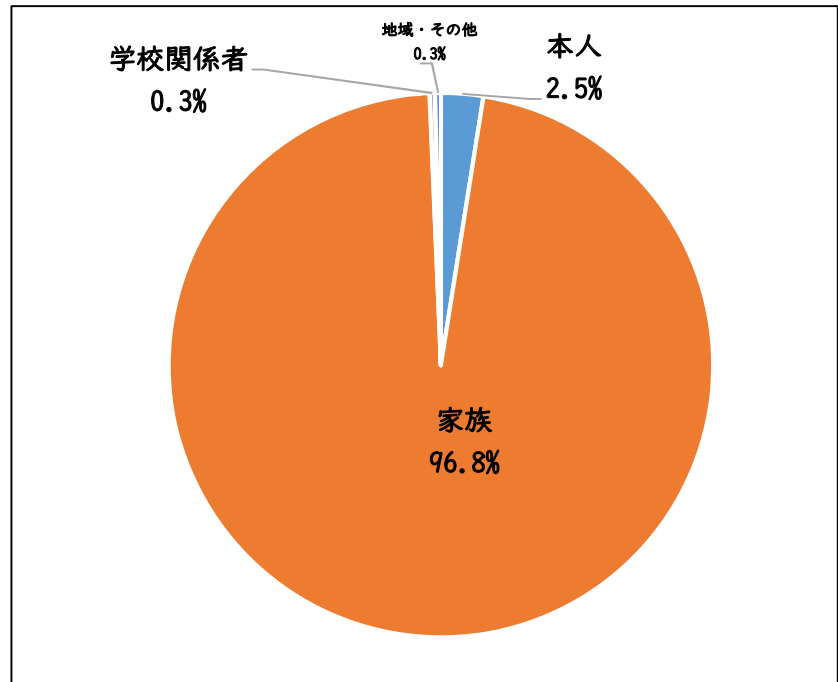
(2) 月別相談状況



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和4年度	53	60	105	55	29	55	68	42	38	44	42	35
令和5年度	46	68	77	52	31	61	59	52	56	28	42	30

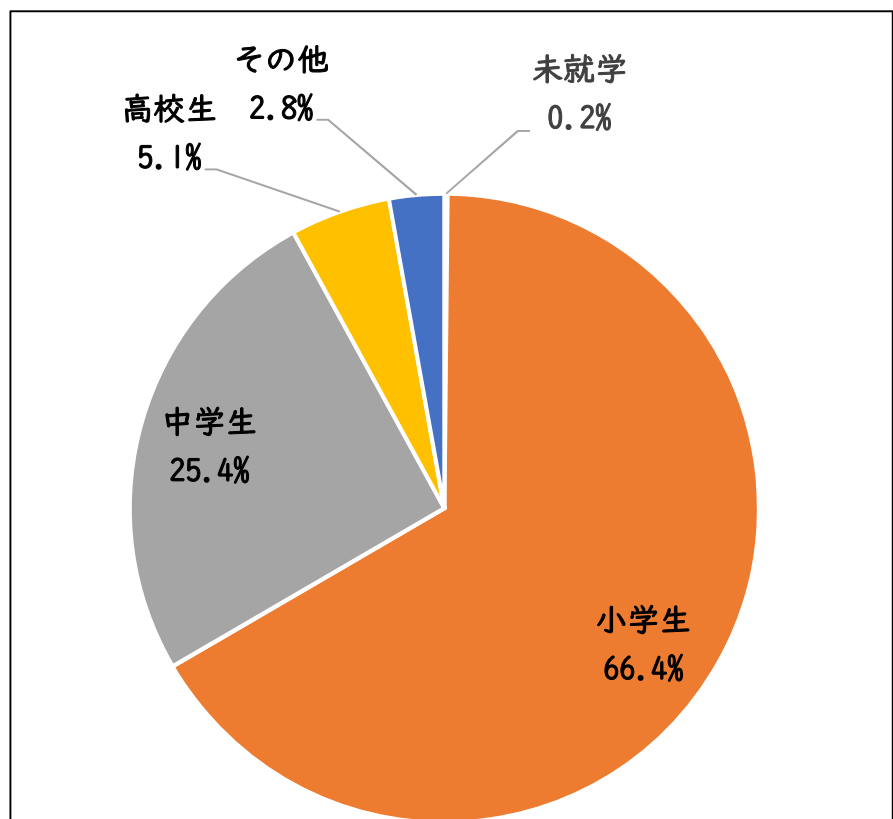
(3) 相談経路別状況

本人	15
家族	583
学校関係者	2
職場関係者	0
地域・その他	2



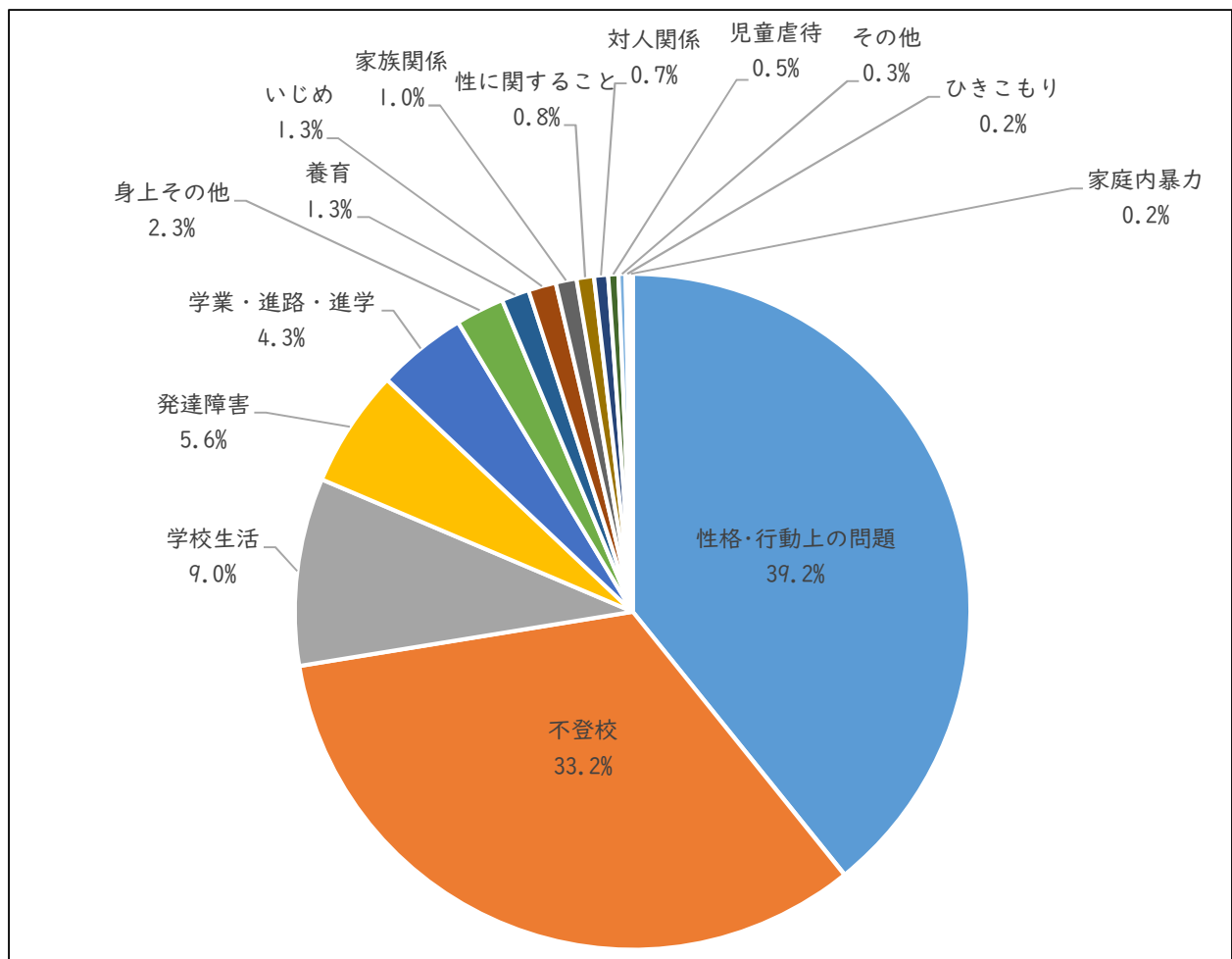
(4) 学校・職業別相談状況

未就学	1
小学生	400
中学生	153
高校生	31
その他	17



(5) 相談内容別状況

性格・行動上の問題	236	いじめ	8	ぐ犯・不良行為	0
不登校	200	性に関すること	5	犯罪触法行為	0
学校生活	54	対人関係	4	家庭内暴力	1
発達障害	34	養育	8	身上その他	14
学業・進路・進学	26	ひきこもり	1	その他	2
家族関係	6	児童虐待	3		



I - 2 来室相談受理状況

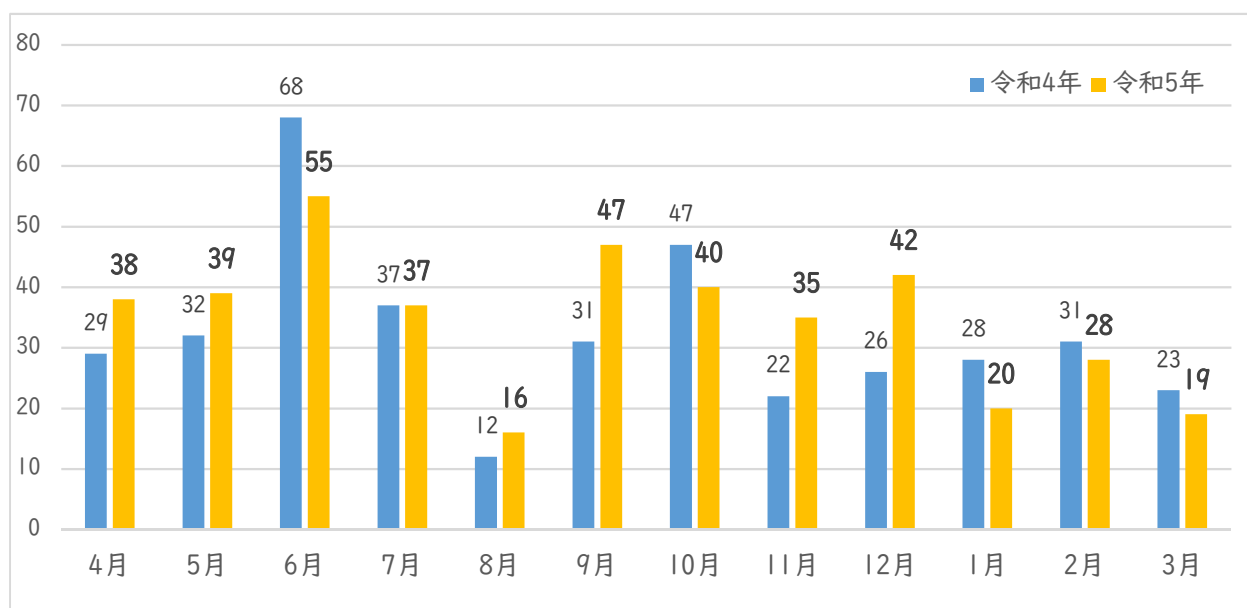
令和5年度に受理した来室相談（相談室＋学校）の件数は、416件（うち女子177件）で100%が「身上問題」であった。その内訳は、「性格・行動上の問題」179件（43.0%）と最も多く、次いで「不登校」131件（31.5%）、「学校生活」42件（10.1%）の順になっている。

（1）年度別相談内容状況

単位：件 （ ）は内数で女子

相談内容		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
犯罪触法行為	窃 盗 犯	0	0	0	0	0
	粗 暴 犯	0	0	0	0	0
	そ の 他	0	0	0	0	0
	被 害 者	(1)1	0	0	0	0
	小計	(1)1	0	0	0	0
ぐ犯・不良行為	家出・浮浪・無断外泊	(1)2	0	0	0	0
	シンナー・薬物等乱用	0	0	0	0	0
	怠 学 ・ 怠 業	0	0	0	0	0
	金品持出・金銭濫費	0	0	0	0	0
	不 良 交 友	0	0	0	0	0
	喫 煙 ・ 飲 酒	0	0	0	0	0
	そ の 他	0	0	0	0	0
	小計	(1)2	0	0	0	0
身 上 問 題	発 達 障 害	(11)35	(8)33	(10)16	(5)17	(8)21
	性格・行動上の問題	(40)132	(50)140	(78)199	(98)206	(71)179
	家 族 関 係	(3)7	(2)4	(2)6	(5)9	(0)3
	養 育	(3)7	(0)2	(2)4	(4)4	(3)4
	家 庭 内 暴 力	0	0	(0)0	(0)0	(0)0
	児 童 虐 待	(0)1	(0)2	(0)0	(1)2	(0)2
	い じ め	(6)11	(2)5	(3)5	(0)2	(2)4
	不 登 校	(32)79	(39)68	(45)94	(36)78	(65)131
	ひ き こ も り	(1)4	(0)1	(0)1	(0)0	(0)1
	学業・進路・進学	(6)20	(5)14	(10)20	(5)14	(7)21
	学 校 生 活	(20)51	(14)35	(20)56	(23)45	(19)42
	性に関すること	(1)1	(0)1	(0)1	(1)1	(1)3
	対 人 関 係	(1)2	(3)4	(2)4	(2)3	(0)2
	そ の 他	(5)5	(0)1	(6)11	(4)5	(1)3
	小計	(129)355	(124)318	(178)417	(184)386	(177)416
そ の 他		(0)1	(0)1	(1)1	(0)0	(0)0
合 計		(131)359	(124)319	(179)418	(184)386	(177)416

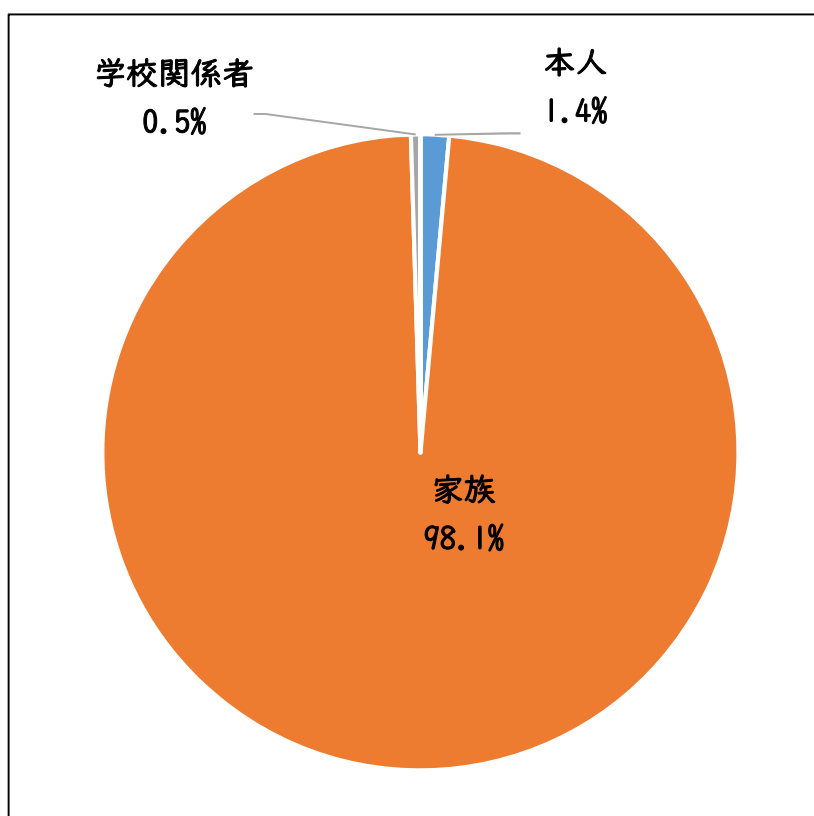
(2) 月別相談状況



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和4年度	29	32	68	37	12	31	47	22	26	28	31	23
令和5年度	38	39	55	37	16	47	40	35	42	20	28	19

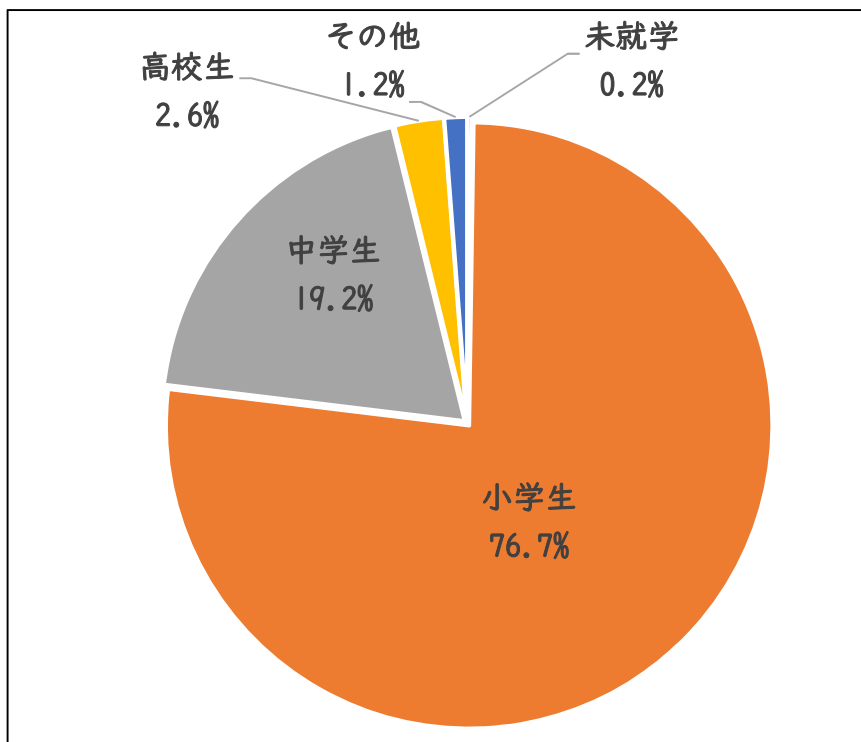
(3) 相談経路別状況

本人	6
家族	408
学校関係者	2
職場関係者	0
地域・その他	0



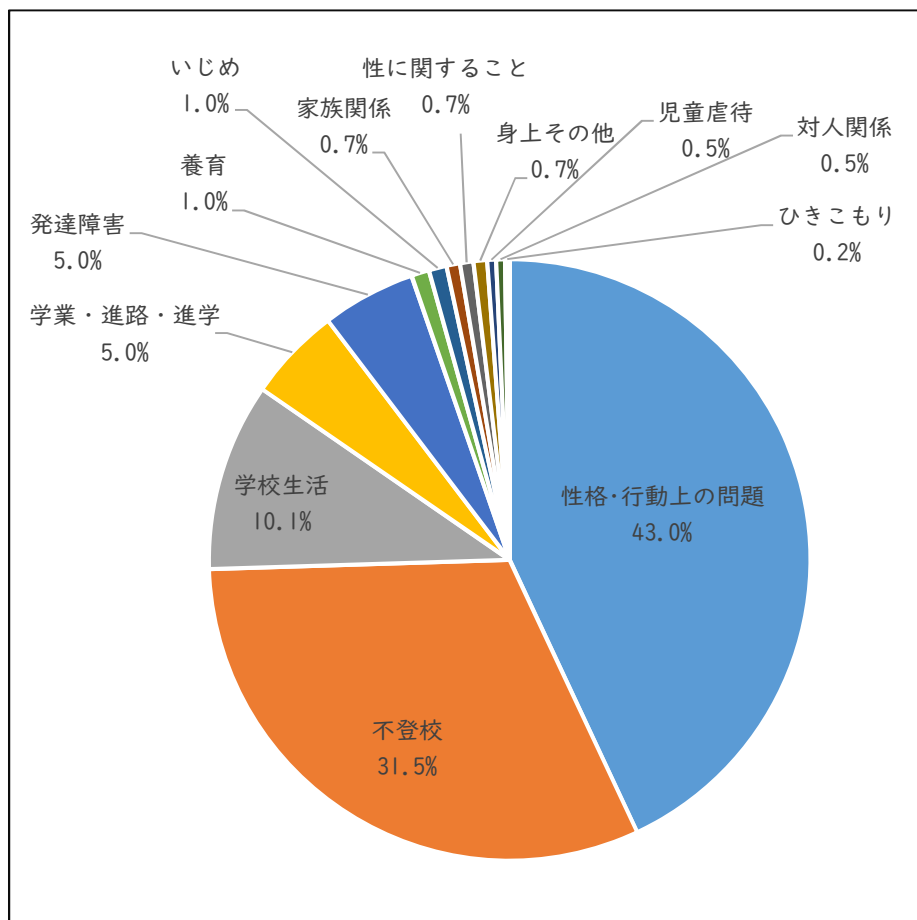
(4) 学校・職業別相談状況

未就学	1
小学生	319
中学生	80
高校生	11
その他	5



(5) 相談内容別状況

性格・行動上の問題	179
不登校	131
学校生活	42
学業・進路・進学	21
発達障害	21
養育	4
いじめ	4
家族関係	3
性に関すること	3
身上その他	3
児童虐待	2
対人関係	2
ひきこもり	1
犯罪触法行為	0
虞犯・不良行為	0
家庭内暴力	0
その他	0



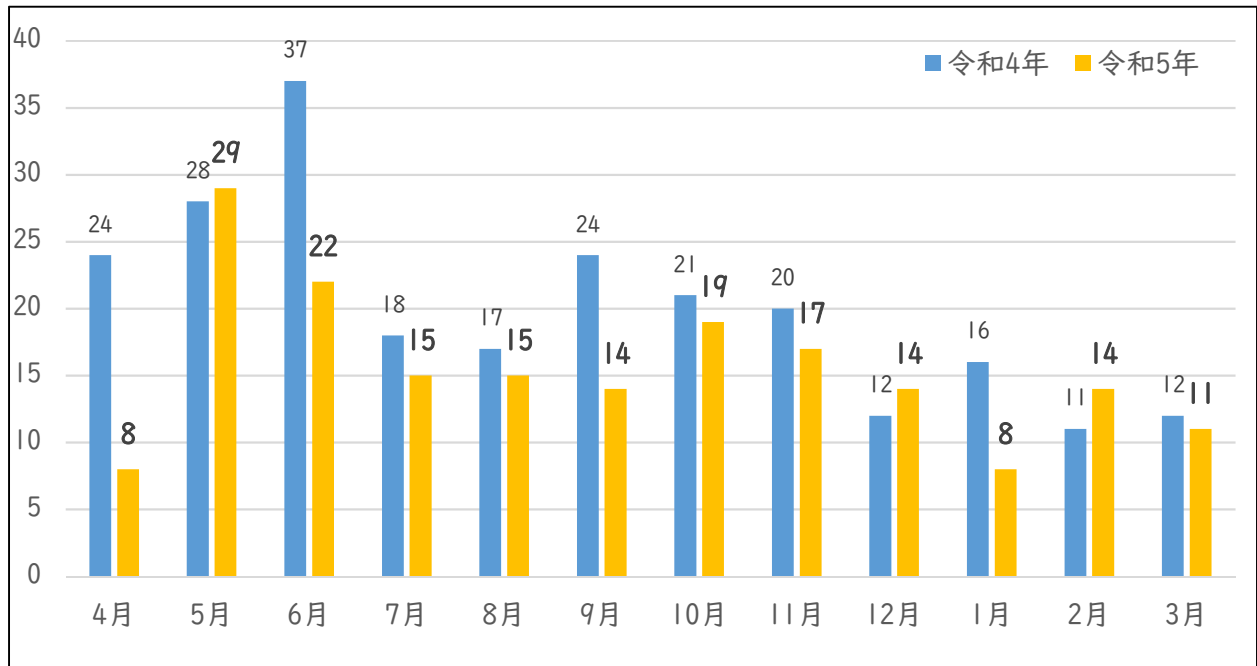
I - 3 電話相談受理状況

令和５年度に受理した電話相談の件数は、１８６件（うち女子８１件）で、９８．９％が「身上問題」であった。その内訳は「不登校」が６９件（３７．５％）、「性格・行動上の問題」が５７件（３１．０％）、「学校生活」が１２件（６．５％）となっている。

（１）年度別相談内容状況単位：件（）は内数で女子

相談内容		元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
犯罪触法行為	窃盗犯	０	０	０	０	０
	粗暴犯	０	０	０	０	０
	その他	０	(０)１	０	０	０
	被害者	０	０	０	０	０
	小計	０	(０)１	０	０	０
ぐ犯・不良行為	家出・浮浪・無断外泊	(２)２	０	０	(１)１	０
	怠学・怠業	０	０	０	０	０
	シンナー・薬物等乱用	０	０	０	０	０
	金品持出・金銭濫費	０	０	０	０	０
	不良交友	０	０	０	０	０
	不健全性的行為	０	０	０	０	０
	喫煙・飲酒	０	０	０	０	０
	その他	０	０	０	０	０
	小計	(２)２	０	０	(１)１	０
身上問題	発達障害	(１２)２７	(１０)２４	(９)１８	(７)１８	(６)１３
	性格・行動上の問題	(２５)７１	(２４)４１	(３１)５７	(３２)５９	(２６)５７
	家族関係	(８)１５	(５)１５	(２)７	(３)１０	(１)３
	養育	(１)２	０	(２)３	(０)１	(４)４
	家庭内暴力	０	(１)１	(０)２	(０)０	(０)１
	児童虐待	(１)１	(０)３	(０)０	(０)０	(１)１
	いじめ	(５)１２	(４)１２	(１)１	(２)８	(４)４
	不登校	(３６)７０	(２０)５５	(３０)７２	(３１)６７	(２２)６９
	ひきこもり	(３)６	(０)２	(０)０	(１)２	(０)０
	学業・進路・進学	(５)６	(１)１１	(５)１４	(４)１０	(３)５
	学校生活	(１４)２６	(４)７	(６)２４	(１７)３０	(７)１２
	性に関すること	５	(０)４	(１)１	(４)６	(１)２
	対人関係	２	(２)６	(２)３	(３)４	(１)２
	その他	(６)１３	(９)２０	(１０)１８	(１０)２１	(４)１１
	小計	(１１６)２５６	(８０)２０１	(９９)２２０	(１１４)２３６	(８０)１８４
その他		(４)７	(１)４	(２)６	(０)３	(１)２
合計		(１１２)２６３	(１２２)２６５	(１０１)２２６	(１１５)２４０	(８１)１８６

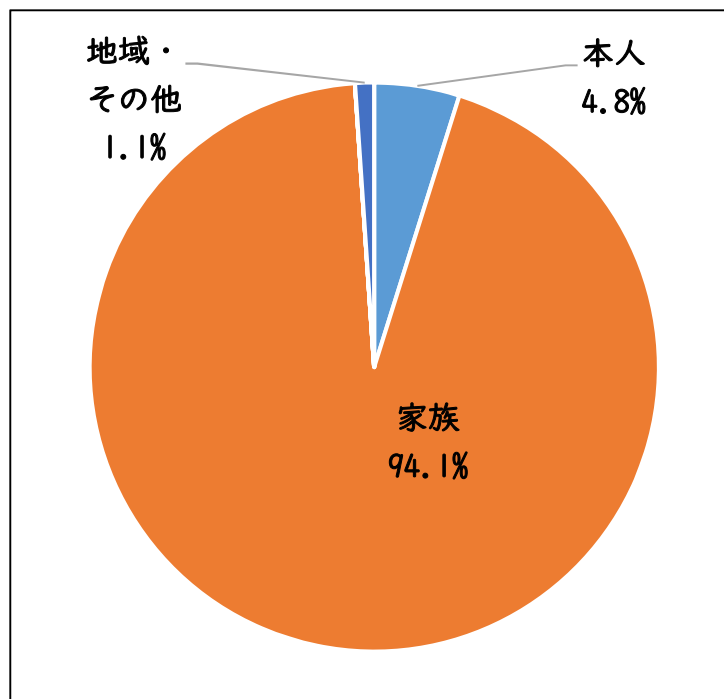
(2) 月別相談状況



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和4年度	24	28	37	18	17	24	21	20	12	16	11	12
令和5年度	8	29	22	15	15	14	19	17	14	8	14	11

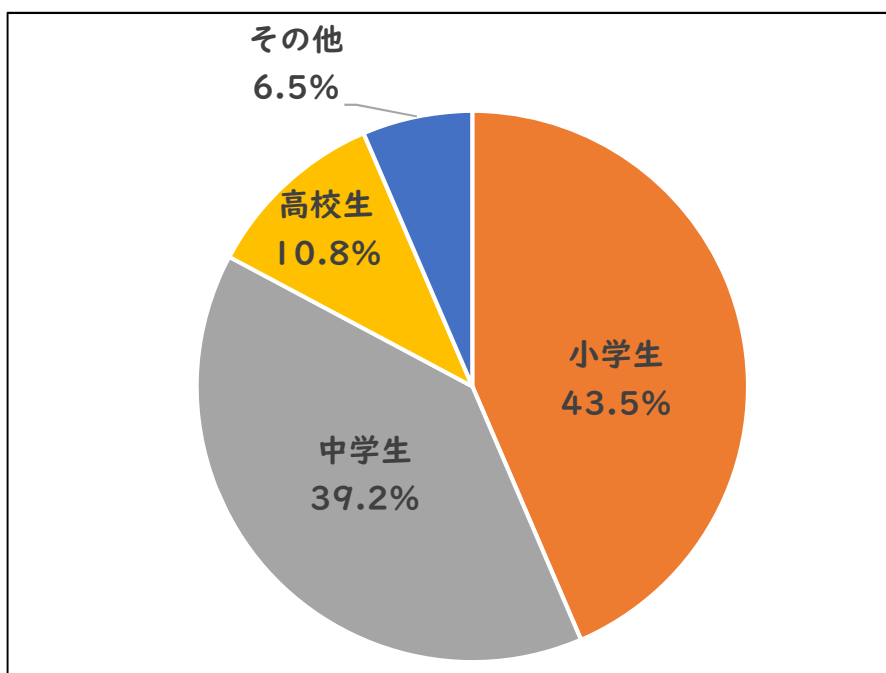
(3) 相談経路別状況

本人	9
家族	175
学校関係者	0
職場関係者	0
地域・その他	2



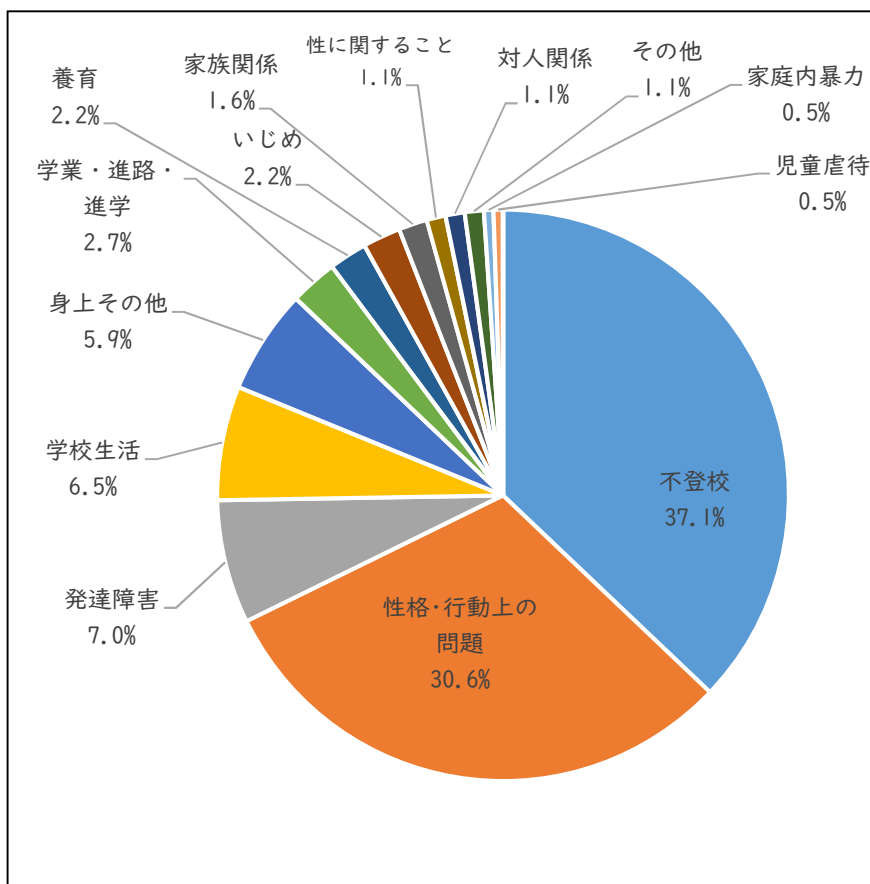
(4) 学校・職業別相談状況

未就学	0
小学生	81
中学生	73
高校生	20
その他	12



(5) 相談内容別状況

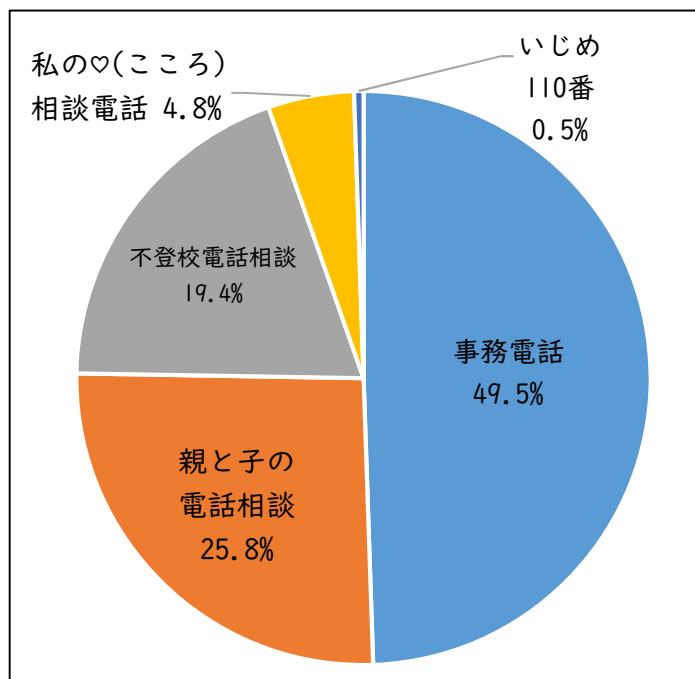
不登校	69
性格・行動上の問題	57
発達障害	13
学校生活	12
身上その他	11
学業・進路・進学	5
養育	4
いじめ	4
家族関係	3
性に関すること	2
対人関係	2
家庭内暴力	1
児童虐待	1
犯罪触法行為	0
虞犯・不良行為	0
ひきこもり	0
その他	2



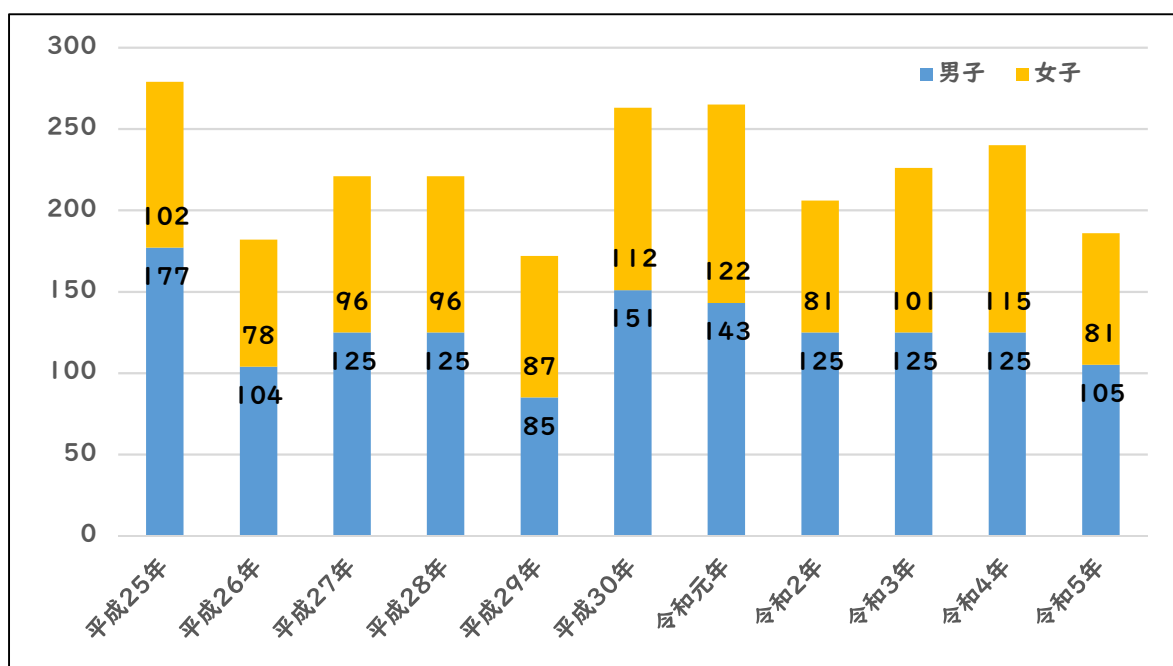
（６）電話相談の種類（相談者からの利用電話番号別状況）

電話相談のうち、相談専門ダイヤルを利用された相談者は 50.5%あり、残りが事務用ダイヤルの相談であった。

事務電話	92
親と子の電話相談	48
不登校電話相談	36
私の ^{こころ} 相談電話	9
いじめ 110 番	1



（７）電話相談件数の年度別推移



I－4 相談の対応結果（継続、終結）

令和5年度は、新規相談を602件、前年度からの継続相談を910件、合計1,512件の相談を行っており、そのうち、342件（22.6％）は相談が終結し、残りの1,170件（77.4％）の相談は次年度への継続となっている。

前年度よりの継続相談は、910件で継続ケースの60.2％であった。また、令和4年度以前の受理ケースについて、677件（57.9％）が継続している。

（1）対応結果の推移

	相談			終結	継続
	前年度からの継続	新規受理	計		
5年度	910	602	1,512	342	1,170
4年度	755	626	1,381	471	910
3年度	632	644	1,276	521	755

（2）継続相談の対応結果

	受理年度				計
	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度以前	
本年度の継続件数	602	480	330	100	1,512
終結	109	113	70	50	342
次年度への継続件数	495	367	260	50	1,170

※令和5年度については、新規受理数となっている。

I - 5 県費スクールカウンセラーの派遣と不登校児童・生徒支援員の配置

(1) 県費スクールカウンセラーの派遣

学校における教育相談体制の充実を図るため、県から臨床心理士等の資格を有するスクールカウンセラーが県から各中学校に派遣されている。

スクールカウンセラーは、児童生徒や保護者へのカウンセリング、教職員へのコンサルテーション、外部機関との連携協力、特別支援教育のコーディネートなど、児童生徒が有意義な学校生活を過ごせるよう支援している。

令和5年度は、3,846件の相談があり、内容等は次の通りである。

相談内容			相談者		
① 不登校	1,248 件	32.4%	① 中学1年	814 人	21.2%
② いじめ	55 件	1.4%	② 中学2年	507 人	13.2%
③ 暴力	3 件	0.1%	③ 中学3年	237 人	6.2%
④ 虐待	20 件	0.5%	④ 教職員	1,558 人	40.5%
⑤ 友人・異性関係	233 件	6.1%	⑤ 保護者	730 人	19.0%
⑥ 貧困	0 件	0.0%			
⑦ ヤングケアラー	13 件	0.3%			
⑧ 非行	55 件	1.4%			
⑨ 家庭環境（④⑥を除く）	393 件	10.2%			
⑩ 教職員との関係	71 件	1.8%			
⑪ 心身の健康・保健	745 件	19.4%			
⑫ 学業・進路	177 件	4.6%			
⑬ 発達	354 件	9.2%			
⑭ コロナウイルスに起因する相談	0 件	0%			
⑮ 性的マイノリティに係る相談	14 件	0.4%			
⑯ その他	465 件	12.1%			
合計 3,846 件（1 校平均約 427 件）					

(2) 不登校児童・生徒支援員の配置・スクールソーシャルワーカーの派遣

生活や学習の支援、教育相談、家庭訪問など、児童や生徒の登校に向けた支援を行う不登校児童・生徒支援員を全中学校に1名、小学校10校に5名（2校で1名）を配置している。

また、子ども自身に表出した課題の責任を負わせるのではなく、環境との交互作用の中で何が起きているのかを見極めるため、スクールソーシャルワーカーを派遣し、地域社会との関わりを通して環境改善に働きかけている。具体的には、医療、福祉、司法などと連携を図りながら、子どもの最善の利益を柱に相談活動を展開している。

(3) 不登校児童・生徒支援員研修会

不登校生徒に対する学習支援、教育相談上の課題についての情報交換会及び不登校生徒への支援の充実を図るために研修を行っている。

期日	内容
4.26 9.13 1.17	不登校児童生徒支援員への研修 助言・指導：教育相談アドバイザー 小見 祐子氏

Ⅱ. 引地台中学校分教室

不登校生徒を対象に、「一人ひとりの児童生徒の社会的自立を目指す」ための学習機会を保障し、より多様な学び場としての新たな選択肢の一つとして学びの多様化学校を設置した。

(1) 入室人数 18人(令和5年3月末)

21人(令和6年3月末)

(2) 年間行事

4月 保護者説明会、個別相談会、オープニングセレモニー、引地川散歩、たけのこ堀

5月 大人の登校日(料理教室)

6月 引き渡し訓練、引地川生物観察、進路保護者会

7月 三者面談、1学期終業式

8月 2学期始業式、体験学習(流しそうめん)

9月 校外宿泊学習(自然観察)、大人の登校日(料理教室)

10月 3年生進路三者面談、竹林間伐

11月 竹林間伐、大人の登校日(陶芸)

12月 竹林間伐、三者面談、大人の登校日(陶芸)、校外学習(球技大会)、2学期終業式

1月 竹林間伐、3学期、始業式、餅つき大会

2月 竹林間伐

3月 卒業セレモニー、3学期終了式、1・2年生三者面談

Ⅲ. 非行防止

Ⅲ－Ⅰ 街頭補導状況

早期発見・早期指導により青少年の非行を未然に防止するため、青少年相談員と専門街頭指導員（職員）とが協力して、駅周辺や公園・ゲームセンター等非行の行われやすい場所を随時巡回し街頭補導を行っている。

令和５年度に実施した補導回数は３０６回で、補導に従事したのべ人数は９６７人、補導少年数はのべ３０８人であった。

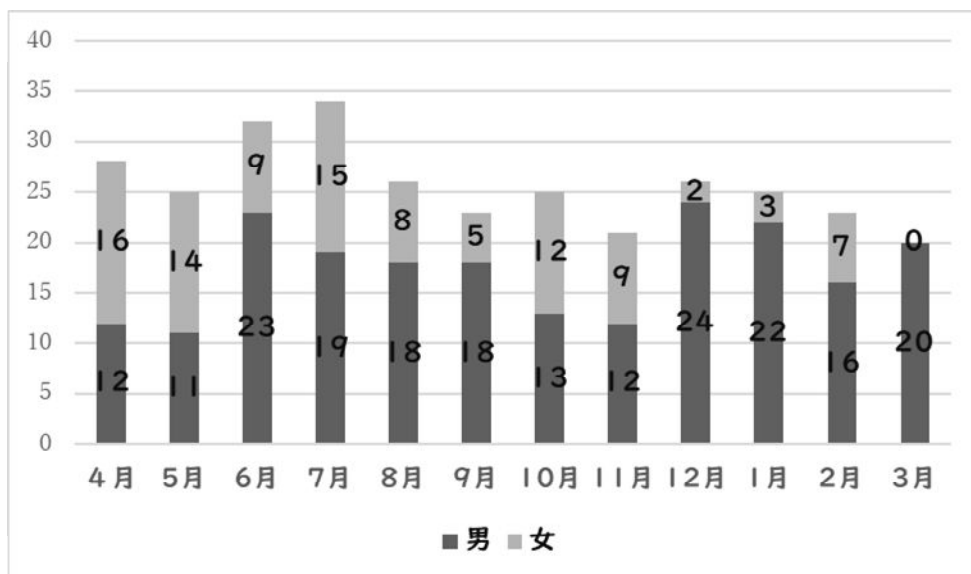
（Ⅰ）年度別街頭補導状況

単位：人 （ ）は内数で女子

相談内容 \ 年度		元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
不良行為	怠学・怠業	０	０	０	４	０
	金品持出・金銭濫費	０	０	０	０	０
	不健全性的行為	０	０	０	０	０
	飲酒・喫煙	(10)19	(1)6	(2)10	10	(16)53
	不良交友	０	０	０	０	０
	遊技場出入	０	０	０	０	０
	不健全娯楽	０	０	０	０	０
	深夜はいかい	０	０	０	０	０
	刃物等所持	０	０	０	０	０
	粗暴行為	０	０	０	０	０
	金品不正要求	０	０	０	０	０
	家出・浮浪・無断外泊	０	０	０	０	０
	シンナー・薬物等乱用	０	０	０	０	０
	性的いたづら	０	０	０	０	０
	暴走行為等交通違反	(86)189	(45)138	(70)224	(47)189	(80)237
	その他	(7)20	(2)10	(6)18	(28)54	(4)18
合計		(103)228	(48)154	(78)252	(75)257	(100)308

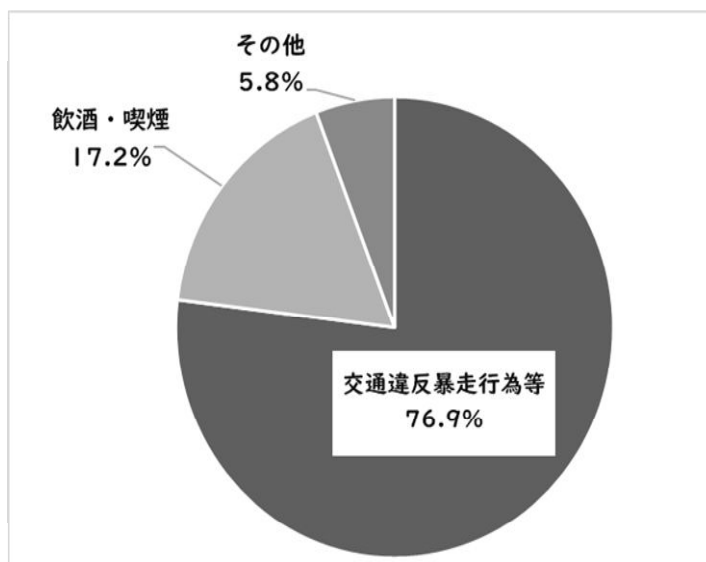
(2) 街頭補導月別状況（補導のべ人数）

	男	女
4月	12	16
5月	11	14
6月	23	9
7月	19	15
8月	18	8
9月	18	5
10月	13	12
11月	12	9
12月	24	2
1月	22	3
2月	16	7
3月	20	0
計	208	100



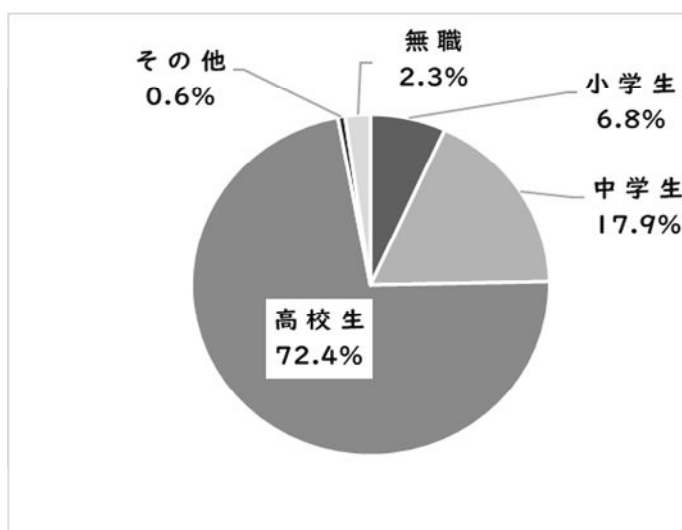
(3) 街頭補導内容別状況

区 分	人数
交通違反暴走行為等	237
飲酒・喫煙	53
その他	18



(4) 学校職業別状況

区 分	人数
小学生	21
中学生	55
高校生	223
その他	2
無職	7



Ⅲ－２ 社会環境浄化活動

青少年をとりまく社会環境を浄化するため、有害図書類区分陳列の調査、インターネットカフェ・マンガ喫茶などの調査や有害看板等撤去活動(違反屋外広告物除却)などを行っている。

調査については、青少年の健全育成に大きな影響を与えている各種営業の実態や青少年保護育成条例の遵守状況等を把握し、店舗や関係業界への指導、条例による規制、県民への周知啓発等を検討する基礎資料とするため、毎年、県からの要請を受け、「社会環境実態調査」として行っている。

有害看板等撤去活動(違反屋外広告物除却)については、年１回市内全域を対象に行っている。

(１) 社会環境実態調査

○インターネットカフェ・まんが喫茶

市内の調査対象店舗は２軒あり、営業時間帯の調査を行うとともに、各店舗での「１８歳未満者の深夜入場制限」の表示有無を行い、インターネットのフィルタリング等の措置がされているのかも調査をしている。

また、「たばこ自動販売機」及び「酒類自動販売機」において、成人識別装置が付いているかの確認も行っている。

○コンビニエンスストア・ドラッグストア

市内の調査対象店舗は９軒あり、たばこ及び酒類の取扱いがあるか、また、購入しようとする者が青少年と思われる場合に、どのような方法で年齢確認を行っているか等の調査を行っている。

○カラオケボックス

市内に調査対象店舗は５軒あり、深夜営業の状況や、個室の外部からの見通しや内鍵の有無の調査を行うとともに、たばこ・酒類の取扱い状況等についての調査を行っている。

○書店等・映像ソフト取扱店・ゲームソフト取扱店

市内に調査対象店舗は４軒あり、書籍・映像ソフト・ゲームソフトの陳列方法や１８歳未満への販売貸付け等禁止の表示の有無について調査を行っている。

<まとめ>

以上のとおり、調査に継続して取り組むことで、効果が確実に現れている。これらの調査結果は県に報告し、県でも市町村の調査の結果を受け、指導が必要な店舗に立入調査に入り、指導している。

(2) 有害看板等撤去活動

市内全域を対象に、青少年に有害と思われる違法立て看板や貼り紙・貼り札等の撤去活動を大和警察署生活安全第一課防犯少年係、街づくり推進課、少年補導員協議会などの関係機関・関係団体と協力して行っている。

風俗店舗関係の貼り札などは見るものがなくなったが、市内の一部の地域では記号のような落書きや貼り札が道路標識や市設置の掲示板等の裏に貼付されていた。それらについては、違法屋外広告物除去協力員が撤去している。

Ⅲ－３ 青少年相談員

青少年相談員は、青少年指導員・少年補導員・保護司・民生委員児童委員・中学校ＰＴＡ役員・中学校教職員及び民間有志者などから教育委員会が依頼した４０人で構成されている。

不良行為等の行われやすい場所を計画的に巡回し補導活動を実施している。

令和５年度の主な活動は、以下のとおりである。

月日	内容	場所	出席者
通年	地区別街頭補導・祭礼等特別補導・卒業式特別補導 １．非行の行われやすい場所を重点的に巡回し、問題行動の早期発見と適切な助言指導を与えるために実施 ２．「大和阿波おどり」や地域の祭礼等にあわせ補導を実施 ３．市内公立中学校の卒業式にあわせ補導を実施 計８２回実施	市内全域	延６２５人
５月	「大和市民まつり」における啓発活動・特別補導 ○「大和市民まつり」に青少年相談員連絡協議会として出店し、「ケータイ」「スマホ」でのトラブルはルールやマナーを守ることで防げることを広く市民にアピールするために実施 ○会場を中心に特別補導を実施	引地台公園	延２１人
６月	依頼状交付式・青少年相談員連絡協議会総会・青少年相談員全体研修会 ○令和４年度事業報告及び決算報告、監査報告 ○令和５年度事業計画（案）及び予算（案） ○その他	青少年相談室	２２人
７月	環境浄化活動 ○青少年に有害な立て看板・貼り紙等の撤去活動を、関係機関・関係団体の協力を得て実施 「環境浄化活動」	市内全域	１４人
７月	社会環境実態調査 ○県からの要請を受けて、市内のまんが喫茶、インターネットカフェ、コンビニエンスストア、ドラッグストア、カラオケボックス、書店等の状況を調査	市内全域	２人
１１月	青少年相談員視察研修会 ○青少年の補導活動に携わるうえで、より高い見識を持ち、効果的な指導を行うため、視察研修を実施	久里浜少年院	２１人

10月 11月	市内公立中学校との情報交換会 ○各中学校の現状や学区内の状況などについて意見交換するため実施	各中学校	延64人
------------	---	------	------

////////////////////////////////////



IV. 保護者・教職員向けの講演会等

子どもたちが抱えているさまざまな問題の解決において、保護者・教職員に適切な情報を提供するため、青少年相談室主催で講演会や保護者会を開催している。

(1) 青少年健全育成講演会

○「青少年の非行・被害防止全国強調月間」にあわせ、青少年健全育成への理解や非行防止気運の高揚を目的に教職員、青少年健全育成団体及び市民を対象に開催している。

月日	内 容	講 師
7.1	不登校をどのように理解するかに基づいた子どもたちへのより良いかわり方	横浜市教育委員会 人権教育・児童生徒課 カウンセラー統括 公認心理師・臨床心理士 松坂 秀雄 氏

(2) 登校を考える保護者会

○市内小中学校に通学している児童生徒の保護者を対象に、不登校状態の改善に向けてともに考えるために開催している。

回	期日	内 容	講 師
1	7.15	参加者による懇談・相互支援①	青少年相談室 教育相談アドバイザー 小見 祐子 氏
2	9.9	参加者による懇談・相互支援②	
3	11.11	参加者による懇談・相互支援③	

(3)教育相談力の向上①－児童・生徒指導支援担当者研修－

○今日的な児童・生徒への指導支援の課題や方法を題材として学校現場での実践へ繋げることを目的に実施した。

回	期日	内 容	講 師
1	6.20	パーソナリティ障害全般及び境界性パーソナリティ障害の対応について、その支援の考え方、リスクアセスメントについて	神奈川県精神保健福祉センター 精神科医師 川本 絵理 氏
2	10.12	児童・生徒指導支援における対応の1つとしての「解決志向ブリーフセラピー」について	目白大学 教授 黒沢 幸子 氏
3	1.23	セクシャルマイノリティの児童生徒支援について学ぶ	特定非営利活動法人 SHIP 理事 星野 慎二 氏

(4)教育相談力の向上②－青少年相談室 夏季研修講座－

○専門的知見を持った相談員や教員の視点から、児童虐待や不登校の見立てや対応について理解を深め、教育相談力の向上を図った。

回	期日	内 容	講 師
1	7.28	子どもの「気になる」行動をどう見るか ～その背景や対応を考える～	大和市青少年相談室 青少年心理カウンセラー 足立 亜利沙 氏
2	7.31	子どもたちが安心して居られる学級づくり ～まほろば教室や不登校特例校の実践から～	教育支援教室(まほろば教室) 専任教諭 柴崎 寛 氏 引地台中学校分教室 総括教諭 菊地 敬幸 氏
3	8.22	スクールソーシャルワーカーの視点と方法によるケース支援	大和市青少年相談室 スクールソーシャルワーカー 大里 裕子 氏

付 録

大和市青少年相談員名簿

(令和5年度)

地区	No.	氏名	備考
I 地区	1	小桐間 聡	つきみ野中教職員
	2	綾部 隆	つきみ野中 PTA
	3	細江 和央	南林間中教職員
	4	小林 芳江	南林間中 PTA
	5	濱田 由美子	
	6	鈴木 純子	常任理事 啓発担当
	7	工藤 美音	
	8	大平 香	常任理事 研修・視察担当
	9	吉川 剛	
	10	阿部 晴美	
2 地区	1	今村 弦太	大和中教職員
	2	吉弘 由美子	大和中 P T A
	3	味志 雅人	鶴間中教職員
	4	立花 真也	鶴間中 PTA
	5	中山 理恵	常任理事 啓発担当
	6	齋藤 啓子	監査
	7	青山 美子	
	8	古山 みどり	理事：副会長 研修・視察担当
	9	中村 良枝	
	10	栗城 麗巳	

地区	No.	氏名	備考
3 地区	1	松永 雅文	光丘中教職員
	2	石澤 優美	光丘中 PTA
	3	中嶋 博紀	引地台中教職員
	4	高橋 香緒李	引地台中 PTA
	5	若林 実砂	
	6	吉谷 和美	監査
	7	森 順子	理事：会長
	8	山本 よし子	理事：副会長 研修・視察担当
	9	南島 美雪	常任理事 啓発担当
	10	中丸 由美子	民生委員・児童委員 協議会
4 地区	1	中里 裕昭	上和田中教職員
	2	佐々木 英理子	上和田中 PTA
	3	岩崎 康浩	渋谷中教職員
	4	須藤 晴淑	渋谷中 PTA
	5	小田 祐介	下福田中教職員
	6	原岡 喜世美	下福田中 PTA
	7	阿部 勉	大和綾瀬保護司会 大和地区会
	8	保田 和子	理事：書記
	9	山口 亜欧	理事：会計 啓発担当
	10	渡辺 誠	青少年指導員連絡 協議会

不良行為の意義

用 語	意 義
飲 酒	酒類を飲用し、又自ら飲用するため、酒類等を携帯する行為
喫 煙	喫煙し、又は自ら喫煙するために、たばこ等を携帯する行為
薬 物 乱 用	シンナー、接着剤、睡眠剤、鎮痛剤等心身に有害な影響を及ぼすおそれのある薬物を乱用し、また乱用のため、これらのものを所持する行為 (犯罪少年、触法少年は除く)
粗 暴 行 為	他人に迷惑をかけるような粗野若しくは乱暴な言動、動作で、放置すれば暴行、傷害、器物毀棄等の非行に発展するおそれのある行為
凶 器 所 持	正当な理由がなく、刃物、木刀、鉄棒、その他人の生命又は身体に害を加えるのに使用するおそれのあるものを携帯する行為
金 銭 不 正 要 求	相手を畏怖させる手段を用いず、かつ、正当な理由がなく、不本意な金品の交付、貸与等を要求する行為
金 品 持 ち 出 し	保護者等の金品を無断で持ち出す行為
性 的 い た ず ら	婦女の身体に触れる等の性的ないたずらをし、又はその目的で婦女に声をかけ、つきまとう等、性的な不安を生じさせる行為
暴 走 行 為	自動車等を運転し、最高速度違反、信号無視等の行為を行い、又は現にこれらを行っている者と行動を共にする行為
家 出	正当な理由がなく、保護者等に無断で住居を離れ、帰宅しない行為
無 断 外 泊	正当な理由がなく、保護者等に無断で外泊する行為
深 夜 は い か い	正当な理由がなく、深夜（概ね午後 11 時から午前 4 時ころ）に徘徊する行為
怠 学	正当な理由がなく、学校を休み、又は早退等をする行為
不 健 全 性 行 為	少年の健全育成上支障のある性交、又は性交類似行為及び放置すればこれに発展する行為
不 良 交 友	犯罪性のある人又は少年の健全育成上支障のある人と交際する行為
不 健 全 娯 楽	正当な理由がなく、風俗営業所、風俗関連営業所、公営競技場、有害興業場等に立ち入り、又は有害図書等を携行し、若しくは賭博類似行為をするなど少年の健全育成上支障のある娯楽に興ずる行為
迷 惑 行 為	正当な理由がなく、深夜（午後 10 時から午前 6 時まで）に花火をし、又は人声若しくは楽器、音響機材等の音を異常に大きく発して近隣の者に不安を覚えさせる行為

不健全稼働	少年の健全育成上支障のある形態の営業所等で稼働し、又は稼働する場合において少年の心身に有害な影響を与える行為を行い、同行為を行うために当該営業所等に入りし、又は街頭等で同行為を行うよう、若しくは、同行為の相手方となるように勧誘して自己又は他人の徳性を害する行為
その他	上記のほか、自己又は他人の特性を害する行為

用 語 説 明

犯 罪 少 年	罪を犯した１４歳以上２０歳未満の少年をいう。
触 法 少 年	１４歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年をいい、年齢で「犯罪少年」と区分される。
刑 法 犯 少 年	「刑法」に列举された罪を犯した「犯罪少年」と刑法に触れる行為をした「触法少年」の総称で、交通事故による業務上過失致死（傷）罪を除く。
特 別 法 犯 少 年	「刑法」以外の刑罰法令に違反する行為をした「犯罪少年」と「触法少年」の総称で、道路交通法令違反は除く。
ぐ 犯 少 年	性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいい、「犯罪少年」「触法少年」のような年齢による区別はない。
非 行 少 年	犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年をいう。
不 良 行 為 少 年	犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年には該当しないが、飲酒、喫煙、家出、その他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年をいう。
民 生 委 員	民生委員法第３条に基づき、市町村の区域に置かれている。知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱する。社会奉仕の精神を持って保護指導にあたり、社会福祉の増進のため、次の職務を行うことになっている。任期は３年である。 ① 常に調査を行い、生活状態をつまびらかにしておくこと。 ② 保護を要する者を適切に保護指導すること。 ③ 社会福祉事業施設と密接に連絡し、その機能を助けること。 ④ 福祉事務所、その他の関係機関の業務に協力すること。
児 童 委 員	児童福祉法第１２条に基づき市町村の区域に置かれ、都道府県知事の指揮監督を受ける。児童および妊産婦につき、常にその生活および環境の状態をつまびらかにし、その保護、保健その他福祉に関し、援助および指導をするとともに、児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力することとなっている。なお、児童委員には民生委員があてられている。
保 護 司	犯罪者の改善更生を助けるとともに、犯罪予防のため世論の啓発に努め、地域社会の浄化をはかることを使命とし、保護観察所長の指揮のもとで主として保護観察を担当する。 保護観察所長の推薦する社会的信望のある篤志家のうちから法務大臣が、保護司選考会の意見を聞いて委嘱する。
B B S 運 動	B B S 運動（Big Brothers and Sisters Movement）は、非行に陥った少年やそのおそれのある少年の友達となり、兄や姉の立場に立って更生を助ける「ともだち活動」とともに犯罪や非行のない明るい社会の実現を目指して「非行防止活動」を行う青年運動である。 その育成指導には、法務省保護局、その出先機関である地方更生保護委員会および保護観察所があたっている。

法令別年齢一覧表

法律の名称	年 齢 区 分	
少 年 法	20歳未満の者を少年としている	
刑 法	14歳未満の者を刑事未成年者としている	
児 童 福 祉 法	18歳未満の者を児童としている	
	乳 児	1歳未満の者
	幼 児	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
	少 年	小学校就学の始期から18歳に達するまでの者
学 校 教 育 法	学齢児童＝6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、12歳に達した日の属する学年の終りまでの者 学齢生徒＝小学校（又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の小学部）の課程を終了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、15歳に達した日の属する学年の終りまでの者	
民 法	18歳未満の者を未成年としている	
労 働 基 準 法	1. 18歳未満の者を年少者としている 2. 15歳未満の者の労働者としての使用を禁止している（例外あり）	
道 路 交 通 法	児童	6歳以上13歳未満の者
	幼児	6歳未満の者
	大型免許を与えない者	20歳に満たない者
	普通免許、大型特殊免許、牽引免許を与えない者	18歳に満たない者
	二輪免許、小型特殊免許、原付免許を与えない者	16歳に満たない者
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	18歳未満の者を営業所に立ち入らせることを禁止している	
母 子 福 祉 法	20歳未満の者を児童としている	
未 成 年 者 喫 煙 禁 止 法	満20歳に至らざる者を未成年者としている	
未 成 年 者 飲 酒 禁 止 法	満20歳に至らざる者を未成年者としている	

改正

昭和 47 年 9 月 26 日条例第 43 号
昭和 50 年 3 月 20 日条例第 19 号
平成 8 年 3 月 29 日条例第 16 号
平成 11 年 3 月 26 日条例第 12 号
平成 29 年 12 月 27 日条例第 19 号

大和市青少年相談室設置条例

(目的及び設置)

第 1 条 青少年の相談及び補導等を行うための機関として、本市に青少年相談室を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 青少年相談室の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 大和市青少年相談室
- (2) 位置 大和市深見西一丁目 2 番 17 号

(委任)

第 3 条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 47 年条例第 43 号)

この条例は、昭和 47 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 50 年条例第 19 号)

この条例は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 8 年条例第 16 号)

この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 11 年条例第 12 号)

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 12 月 27 日条例第 19 号)

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

改正

昭和 46 年 7 月 8 日教育委員会規則第 8 号
昭和 52 年 9 月 1 日教育委員会規則第 10 号
昭和 60 年 10 月 17 日教育委員会規則第 12 号
平成 4 年 3 月 21 日教育委員会規則第 5 号
平成 7 年 5 月 1 日教育委員会規則第 6 号
平成 11 年 3 月 19 日教育委員会規則第 9 号
平成 11 年 5 月 31 日教育委員会規則第 12 号
平成 17 年 7 月 27 日教育委員会規則第 13 号
平成 20 年 3 月 27 日教育委員会規則第 12 号
平成 21 年 3 月 30 日教育委員会規則第 2 号
平成 28 年 3 月 31 日教育委員会規則第 10 号

大和市青少年相談室設置条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大和市青少年相談室設置条例（昭和 44 年大和市条例第 10 号）第 3 条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第 2 条 青少年相談室（以下「相談室」という。）は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 青少年相談に関すること。
- (2) 教育相談に関すること。
- (3) 教育支援教室に関すること。
- (4) 街頭補導及び継続補導に関すること。
- (5) 社会環境浄化活動に関すること。
- (6) 相談及び補導に関する統計並びに諸報告に関すること。
- (7) 相談室の管理運営に関すること。
- (8) その他相談室の目的達成に必要なこと。

(職員)

第 3 条 相談室に室長その他必要な職員を置く。

(職務)

第 4 条 室長は、相談室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 事務職員は、事務に従事する。

(青少年相談員)

第5条 青少年の健全育成に資するため、青少年相談員（以下「相談員」という。）を置く。

2 相談員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、相談員が欠けた場合における補欠相談員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 相談員は40人以内とし、青少年の補導や指導に理解と熱意を持ち、経験豊富な者のうちから教育委員会が委嘱する。

（委任）

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則（昭和46年教委規則第8号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和46年7月1日から適用する。

附 則（昭和52年教委規則第10号）

この規則は、昭和52年9月1日から施行する。

附 則（昭和60年教委規則第12号）

この規則は、昭和60年11月1日から施行する。

附 則（平成4年教委規則第5号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成7年教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年教委規則第9号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年教委規則第12号）

この規則は、平成11年6月1日から施行する。

附 則（平成17年教委規則第13号）

この規則は、平成17年9月1日から施行する。

附 則（平成20年教委規則第12号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年教委規則第2号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日教委規則第10号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

令和 5 年度 相談室活動概要

令和 6 年 7 月発行

大和市教育局 青少年相談室
大和市深見西 1 丁目 2 番 17 号
大和市市民活動拠点ベテルギウス 3F

電 話 046-260-5036

令和 5 年度

まほろば教室のあゆみ

“ できることからはじめよう

できることをふやそう ”

第 3 3 集

令和 6 年 7 月

まほろば教室

(大和市教育支援教室)

目 次

I	まほろば教室の概要	・ ・ ・ ・ ・	1～3
	1. 設置	・ ・ ・ ・ ・	1
	2. 目的	・ ・ ・ ・ ・	1
	3. 形態	・ ・ ・ ・ ・	1
	4. 対象	・ ・ ・ ・ ・	1
	5. 支援方針	・ ・ ・ ・ ・	1
	6. 今年度の重点目標	・ ・ ・ ・ ・	2
	7. 開室及び通室日	・ ・ ・ ・ ・	2
	8. 教室の支援体制	・ ・ ・ ・ ・	2
	9. 教室環境	・ ・ ・ ・ ・	2
	10. 学校との連携	・ ・ ・ ・ ・	3
	11. 保護者との連携	・ ・ ・ ・ ・	3
	12. 関係機関との連携	・ ・ ・ ・ ・	3
	13. 通室までの手順	・ ・ ・ ・ ・	3
	14. 通室の終了	・ ・ ・ ・ ・	3
II	令和5年度 まほろば教室の活動	・ ・ ・ ・ ・	4～8
	1. 学習支援	・ ・ ・ ・ ・	4
	2. 通室支援	・ ・ ・ ・ ・	5
	3. 訪問活動	・ ・ ・ ・ ・	5
	4. 相談活動	・ ・ ・ ・ ・	5
	5. 進路指導	・ ・ ・ ・ ・	6
	6. 登校支援	・ ・ ・ ・ ・	6
	7. 長期休業中の支援	・ ・ ・ ・ ・	6
	8. 定期テスト	・ ・ ・ ・ ・	6
	9. 学校及び保護者との連携	・ ・ ・ ・ ・	6
	10. 他機関との連携	・ ・ ・ ・ ・	7
	11. 広報活動	・ ・ ・ ・ ・	7
	12. 通室状況	・ ・ ・ ・ ・	7

I まほろば教室の概要

1. 設置

不登校児童・生徒の増加と多様化に対応するため、教育支援教室(以下「まほろば教室」という)を学校外に設置する。

名称 大和市教育支援教室(まほろば教室)

場所 大和市深見西 1-2-17

電話 046-260-5032

2. 目的

不登校児童・生徒を対象に、相談活動、学習支援、人間関係づくりを中心にした社会適応力の伸長を目指した支援等を、組織的、計画的に実施し、児童・生徒の心身の成長を図る。その過程の中で、学校への登校を支援することの一つの目的とする。

3. 形態

- (1) まほろば教室は、学校に学籍をおいて通う教室とする。
- (2) まほろば教室には、教員、指導員を配置し、個々の児童・生徒の状態に応じた教育活動を行う。必要に応じて外部機関との連携を図る。

4. 対象

大和市内に在住する児童・生徒で、不登校の状態にある者を原則とする。

5. 支援方針

- (1) 相談を継続して実施し、相談員との情報交換、連携等を深めることで、個々の児童・生徒の現状を理解すると共に、登校を阻む要因の除去を図る。
- (2) 児童・生徒の特性や学習到達度を踏まえ個に応じた弾力的なカリキュラムを編成し、学ぶ楽しさを経験させ、学習習慣の定着と学ぶ意欲の増進を図る。
- (3) スポーツ・表現活動・農作業等の活動や体験学習・行事を充実させることで、教養を高め、生活を豊かなものにすると共に、集団の中で人間関係を築く力の伸長を図る。
- (4) 通室していない不登校児童・生徒に対しては、家庭等の希望を尊重しながら、必要に応じて電話・手紙連絡、家庭訪問等をしていく。
- (5) 学級担任等との情報交換を密にすると共に、学校と通室児童・生徒との交流の場を設定することにより、両者の親和的関係の創造、維持、発展に努める。
- (6) 保護者・関係機関との連携を密にし相互理解を深め、支援の一貫性を図る。

6. 今年度の重点目標(連ねる)

(1) 自分を連ねる

- ・自分を認め、他人を認め、広がりを求める自分を創る。
(相談活動を日常的に行い、集団の中で自己有用感を高められるよう支援する)
(臨床心理士・相談員との面談を定期的に行い、本人が、自身の課題を整理できるよう支援する)
- ・集団での学習や体験活動を通し、助け合い、学び合う機会をできるだけ多く設定する。

(2) 集団として連なる

- ・認め合い、高め合う集団作りを目指す。
- ・行事等、集団の活動場面で、お互いの理解を深め合いながら、主体的に活動に取り組めるよう支援する。
- ・通室児童・生徒、スタッフ、ボランティアの創意・工夫で、より豊かな体験学習を創造していく。
- ・学習形態については、一斉学習、集団学習、個別学習を適宜組み入れ、効果的な学習法を模索する。

(3) 外と連なる(学校・保護者・外部機関等との連携を密にする)

- ・担任との定期的な面談を設けると共に、担任のまほろば教室訪問、スタッフの学校訪問の機会を増やす。
- ・外部機関との連携を図る。(関係機関とのネットワーク作り。教育相談コーディネーター、中核教諭、養護教諭、スクールカウンセラー、教育相談員、不登校児童生徒支援員との連携。)
- ・各学校学習支援教室等との連携を図る。

7. 開室及び通室日

- (1) 開室日は学校の授業日を原則とし、まほろば教室で定める。
- (2) 通室日数は、学校における出席日数に準ずる扱いとする。

8. 教室の支援体制

専任教諭 1 人、指導員 4 人(週 4 日)

9. 教室環境

学習室 1、音楽室・視聴覚室、サポートルーム、事務室がある。また、児童・生徒の憩いの場としてテラスがある。

10. 学校との連携

まほろば教室と学校は、次のような連携を行う。

まほろば教室から

- ・通室状況報告(個人の通室記録含)、行事予定表
- ・学級担任(関係職員)との情報交換会
- ・学校訪問等

学校から

- ・行事予定、その他の案内
- ・学習資料の送付
- ・学級担任や関係職員のまほろば教室訪問
- ・進路等の指導

11. 保護者との連携

(1) 必要に応じて保護者面談を行い、保護者への心的援助を図る。

(2) 茶話会を適宜開催し、情報や意見を交換することにより、教室職員と保護者の信頼関係づくりを促進する。

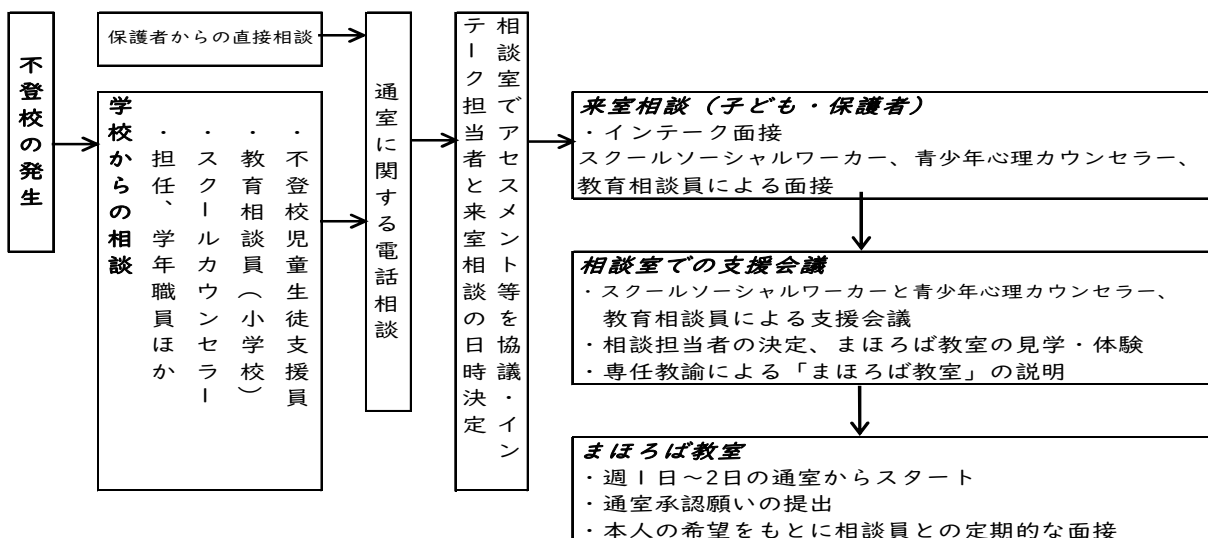
(3) 親子で参加出来る行事を実施し、通室生の様子を実際に見てもらう。

12. 関係機関との連携

児童相談所、家庭こども相談担当、県立総合教育センター、医療機関等関係機関との連携を密にし、支援の継続性、一貫性を図る。

13. 通室までの手順

保護者、学校関係者、相談担当者、教室関係者等で通室の適否、支援の方向性などを協議する。協議の結論を受け、保護者は学校長の同意を得て、青少年相談室に「通室承認願い」を提出し、承認を受けるものとする。



14. 通室の終了

学校への登校が安定した時点及び保護者より終了の申し出があった時点で、まほろば教室への通室を終了する。通室の継続については、年度毎の通室承認願いの提出を原則とする。

Ⅱ 令和５年度 まほろば教室の活動

Ⅰ. 学習支援

(Ⅰ) 週間プログラム

個々の状況に応じた弾力的なカリキュラムで、学習指導を行う。

9：00～	自由時間
9：30～	朝の会
9：40～（30分）	1時間目
10：15～（40分）	2時間目
10：55～（25分）	休み時間
11：20～（40分）	3時間目
12：00～	昼食
12：30～	片付け・そうじ・昼休み
13：00～（40分）	4時間目
13：45～	帰りの会
14：00～	自由時間
15：00	退室

午前中３時間、午後１時間の学習時間を設定している。学習形態は一斉学習、少人数または個別学習である。

(Ⅱ) スポーツ活動

例年、週１回、ミニバス広場でバスケットボール、サッカー、ドッジボールを、また、月２回程度、スポーツセンターの体育室でバドミントン、ソフトバレー、バスケットボール等に取り組んだ。また、他市教育支援教室とのスポーツ交流会を年に２回実施した。

(Ⅲ) 農業体験活動

テラスや借用した市民農園で、農作業を行った。野菜を収穫した。昨年度同様、グリーンアップセンターから花苗（チューリップ、ポースチュラカ、パンジー等）を頂き、テラスやミニバス広場の花壇作りに取り組んだ。

(Ⅳ) 教室行事

- ①理科センター特別授業…教育研究所指導主事のご指導で実験や工作
- ②プラネタリウム見学…七市町村適応指導教室・教育支援教室交流の一環で
厚木市こども科学館にてプラネタリウム見学。
- ③茶話会（年５回実施）
- ④遠足（春・秋）・社会科見学…こどもの国、火力発電所、箱根、
- ⑤県央地区スポーツ交流会…七市町村適応指導教室・教育支援教室交流の一環で、座間スカイアリーナにてスポーツ交流。
- ⑦AET 特別授業…英語学習を通して英語に親しむ。

- ⑧デイキャンプ…泉の森キャンプ場にて野外炊事活動。
- ⑨学習会…夏休み、冬休みに宿題等に取り組む。
- ⑩卒業生のお話を聴く会…上級学校へ進学した卒業生から、学校の様子や中学生の時期の過ごし方等について、話を聞かせてもらう。
- ⑪お楽しみ会…保護者、学校職員と共に、調理実習、レクリエーションを行う。(流しそうめん、餅つき、豚汁)
- ⑬情報モラル教室…教育ネット株式会社の方による特別授業。
- ⑭パッチワーク…ボランティア講師花田幸子さんのご指導で、小物制作と共同制作に取り組む。
- ⑮ちぎり絵創作…ボランティア講師佐藤周子さんのご指導で創作活動に取り組む。
- ⑯まほろばキャンプ…愛川ふれあいの村に宿泊し、自然体験学習をする。
- ⑰書き初め…冬休みの宿題の課題の言葉や、自分で決めた言葉を書く。
- ⑱百人一首大会…生徒、職員で百人一首に親しむ。
- ㉑スケート教室…こどもの国スケートリンクにて職員の方にご指導を頂く。
- ㉒旅立ちの会…保護者、学校職員と共に卒業をお祝いする会。
- ㉔卒業遠足…班活動の計画を立て、遠足に行く。

(5)レクリエーション活動

朝の時間、休み時間や放課後、声をかけ合って皆で遊びに参加できるよう促した。テラスでのボール遊びや卓球、カードゲームを楽しむ姿があった。

2. 通室支援

通室の安定を第一に考え、通室を始める際には30分～1時間程度の在室からスタートし、個別での対応も取り入れた。本人との話し合いの上で、少しずつ活動の幅を広げていき、一人ひとりの状況に応じた通室形態で柔軟に対応した。在室生の関わりによって、安定した通室に至ることも多かった。

3. 訪問活動

通室までの援助(お迎えや駅での待ち合わせ)を行った。

4. 相談活動

必要に応じて相談担当者が通室生・保護者の面談を定期的に継続して行った。通室生が自分自身を見つめ、課題を整理するためにも有効であった。また、教室職員が、日々の関わりの中から、通室生の変化を捉え、相談活動を行った。必要に応じて専任教諭と保護者との面談を定期的に行った。通室生の様子をタイムリーに家庭に伝えることができ、家庭の悩みや不安を解消する点において

も有効であった。教室内で情報を共有し、支援の一貫性を図った。

5. 進路指導

自分自身の生き方を考える機会を持ち、自ら選択・決定していけるよう支援した。公立高校受験者を対象とした教科学習の充実はもちろん、学校説明会への付き添いや提出書類の書き方指導、面接試験対策などを行った。

6. 登校支援

年度初めの2週間(ケースによっては5月まで)、行事、定期テスト期間、中学校3年生は卒業前の特別時間割の期間、それ以外の児童・生徒は学年末の期間に登校チャレンジ期間を設けた。各学校には教室通室生の登校について、安心して登校できる環境を整えて頂き、細やかなご配慮を頂いた。よって多くの通室生が継続した登校に至り、各々の自信へとつながった。

通室が安定し、エネルギーがたまってきた通室生には、必要な時に、適切な方法で登校刺激を与えることの大切さを確認した。

7. 長期休業中の支援

例年、夏休みは4日間、冬休みは3日間程度学習会を行った。

身近な卒業生からのアドバイスを得る良い機会となる「卒業生の話聴く会」も実施した。

8. 定期テスト

学校の定期テストを一つの登校チャレンジと捉えて、通室生へ声かけをした。学校の教室以外での受験の可能性を確認した上で、難しい場合は、まほろば教室で受験できるよう各学校のご協力を得た。

試験の結果については、点数にとらわれるのではなく、努力できたことが大切だとアドバイスした。

9. 学校及び保護者との連携

(1) 学校

児童・生徒にとって、学校に行っていない期間であっても、特に学級担任の存在は大きい。不登校期間中の学校側の窓口として、また、登校再開時は、登校のサポート役として、その関係が良好なものとなるよう援助することを第一の目的とした。

連携は次のように行った。

① 通室の状況報告を密に行った。

② 月末に、児童・生徒の月別通室状況報告、月の個人記録表、次の月の予定表等を学校訪問にてお渡しした。

- ③ 状況に応じて合同事例検討会に出席した。
- ④ 中学校3年生の進路選択の時期には、担任と密に連絡を取り合った。
- ⑤ 「担任と相談室職員との情報交換会」の開催
7・8月、12月、2・3月の3回、通室児童・生徒の担任(関係職員)と相談室職員との情報交換会を開催し、情報交換や今後の方針について確認した。

(2) 保護者

茶話会を5回行った。保護者同士が同じ目線で話し合える、和やかな会となるよう努めた。保護者の不安感が軽減される一助となる会であった。

10. 他機関との連携

教育研究所指導主事やAETに特別授業をして頂き、特別授業の充実を図った。スポーツ課には、月に2回のスポーツセンター体育室の利用に便宜を図って頂いた。ちぎり絵教室やパッチワーク、キャンプの引率看護師など毎年、多くのボランティアの方々のご協力を頂いている。今後も様々な機関・ボランティアの方々との連携により、児童・生徒の豊かな学びを確保したい。

11. 広報活動

「小・中学校の先生方へーまほろば教室のご案内ー」を作成し、市内小・中学校の先生方へ配布した。青少年相談室を通して、各学校、関係相談機関にまほろば教室案内パンフレットを配布し、必要に応じて利用(教室を紹介)して頂いた。

12. 通室状況

(1) 児童生徒の月別通室状況

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
人数	11	18	20	20	13	26	26	30	29	34	36	38

(2) 通室状況(3月末現在・・・仮通室も含める)

通室人数：52名

○通室児童・生徒の学年内訳

小学校2年：男子	1名	女子	1名
小学校3年：男子	2名	女子	0名
小学校4年：男子	4名	女子	2名
小学校5年：男子	2名	女子	1名
小学校6年：男子	3名	女子	2名
中学校1年：男子	3名	女子	7名
中学校2年：男子	4名	女子	9名
中学校3年：男子	8名	女子	3名

《ご指導いただいた先生》

教育相談アドバイザー 小見 祐子

《まほろば教室関係職員》

青少年相談室 室 長 服 部 剛

// 主任指導主事兼係長 遠藤 章吾

// 指導主事 湯田 和希

// 教室専任教諭 柴崎 寛

// 教室指導員 保田 邦明

// // 市村 陽子

// // 竹中 和恵

// // 中村 光子

令和5年4月1日現在

まほろば教室のあゆみ

33集

令和 6 年 7 月発行

発行 大和市教育委員会 青少年相談室

大和市深見西 1 丁目 2 番 17 号

大和市市民活動拠点ベテルギウス 3F

電 話 046-260-5032